

## 原子力防災対策の見直し状況

### 1 要 旨

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国は防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）をはじめとする原子力防災の基本指針となる「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）の見直しを行っており、本年3月、防災指針の見直しに関する考え方についての中間とりまとめを公表した。更に、6月に原子力災害対策特別措置法（原災法）の一部改正があり、この「防災指針」が「原子力災害対策指針」として法定化されることとなった。

県では、これを受け、県及び関係市町の地域防災計画の改訂や新規策定などに取り組んでいる。

### 2 国による見直しの内容

#### （1）防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の見直し

見直し前	見直し後	見直しの内容（新たな防護区域の概要）
EPZとして 発電所から 半径 約8～10km	予防的防護措置を 準備する区域 <b>PAZ</b> Precautionary Action Zone	○重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態の区分に応じて、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の放出前に予防的防護措置（避難等）を準備する区域 ○区域の範囲のめやすは、半径 概ね <b>5km</b>
	緊急時防護措置を 準備する区域 <b>UPZ</b> Urgent Protective action Planning Zone	○国際基準に従い、確率的影響を実行可能な限り回避するため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を準備する区域 ○区域の範囲のめやすは、半径 概ね <b>30km</b>
設定なし	プルーム通過時の 被ばくを避けるための 防護措置を実施する地域 <b>PPA</b> Plume Protection Planning Area	○プルーム（※）通過時の被ばくを避けるための防護措置（屋内退避、安定ヨウ素剤服用）を準備する地域 ○福島第一原子力発電所事故では、その必要がある範囲が概ね50km圏に及んだ可能性があり、これを参考に、今後、国において具体的な対応を検討。

※ プルーム（Plume）…放射能雲と称される放射性物質（気体、微粒子）が含まれたガス雲

#### （2）オフサイトセンターの見直し

オフサイトセンターについては、原子力安全・保安院の意見聴取会等における検討結果を踏まえ、原則、UPZ圏（約5km～30km）とすることが必要であるとの方針が示された。PAZ（発電所から約5km）圏内にある施設は、移転が不可避とされるため、国では、今後、移転に係る費用について、予算措置していく方針である。

### 3 県の対応

- 改正原災法に基づき、今後、定められる「原子力災害対策指針」の内容（避難等の基準、放射線モニタリング計画、オフサイトセンターの機能のあり方など）について、市

町と情報共有し、静岡県防災・原子力学術会議の意見も伺いながら、県及び関係市町の地域防災計画（原子力災害対策の巻）の改定や新規策定に取り組んでいく。

- 平成 23 年 12 月から、浜岡原子力発電所の半径 30km 圏の全市町を含む県内 29 市町と県関係課などが参加する「市町原子力防災対策研究会」を開催し、E P Z の見直しについて説明するとともに、原子力防災に関する課題について検討を進めている。
- P A Z、U P Z の具体的な範囲については、近く国が各原子力発電所における放射性物質の拡散シミュレーションの結果を公表することから、この内容を踏まえ市町原子力防災対策研究会等において関係市町と協議していく。
- 本年 6 月、情報連絡系統図への「県から全市町への連絡ルート」及び「中部電力浜岡原子力発電所から 7 市町への連絡ルート」、隣接県等との情報伝達等の連携について県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に追加した。
- 発電所から 2.3km に立地している本県のオフサイトセンターについては、移設が必須となることから、国の予算措置の状況や国が公表する拡散シミュレーションの結果を踏まえ、移転先を検討する。